

# グラントワボランティア会会則

## 第1章 総 則

第1条（名称） この会はグラントワボランティア会（以下「ボランティア会」と称する。

## 第2章 目的及び活動

第2条（目的） この会は、グラントワが行う文化事業を支援し、同時に会員個々が生きがいを  
得ることを目的とする。

第3条（活動） この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をボランティアとして行う。

- （1）美術館の事業に関する活動
- （2）ホールの事業に関する活動
- （3）グラントワ全体の事業に関する活動
- （4）その他目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会 員

第4条（会員の所属） 会員は、単独または複数のグループに所属する。

2 前項のグループは、別表1のとおりとする。

第5条（会員資格） 高校生以上の年齢で、この会則の趣旨に賛同する者は、誰でも会員になる  
ことができる。

第6条（入会及び退会） 入会希望者は、別表2に定める「入会申込書」によって申し込むもの  
とする。

2 会員は、「退会届」を提出することによって、任意に退会することができる。

## 第4章 組 織

第7条（組織） この会の運営を円滑にするため、グループ（別表1）及び事務局を組織する。

第8条（役員） 前項の組織に、次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| （1）会長       | 1名  |
| （2）副会長      | 2名  |
| （3）グループリーダー | 各1名 |
| （4）サブリーダー   | 若干名 |
| （5）相談役      | 若干名 |

第9条（選任等）会長は、役員会において選出する。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 グループリーダーは、各グループにおいて選出する。
- 4 サブリーダーは、各リーダーが指名する。
- 5 相談役は、会長が委嘱する。

第10条（職務）会長は、会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 リーダーは、グループを総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代行する。

第11条（任期）役員任期は1年とする。ただ、再任することができる。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残存期間となる。

第12条（事務局）この会の事務局を、島根県芸術文化センター内に置く。

- 2 事務局は、財団法人島根県文化振興財団（いわみ芸術劇場）職員が担う。
- 3 事務局には次の職員を置く。
  - (1) 事務局長
  - (2) 事務局員
- 4 事務局は次の業務を行う。
  - (1) ボランティア活動の受付・連絡に関すること。
  - (2) ボランティアルームの管理・運営に関すること。
  - (3) その他グループの活動に関すること。

## 第5章 会議

第13条（幹事役員会）幹事役員会は、会長、副会長、事務局をもって構成する。

- 2 幹事役員会は、会長が必要に応じて招集し、役員会の原案を審議する。

第14条（役員会）役員会は、会長、副会長、リーダー、サブリーダー、事務局ともって構成する。

第15条（全体会議）全体会議は会長が必要に応じて召集する。

## 第6章 会員の特典

第16条（特典）この会で活動をした会員は、別表3に定める特典を受けることができる。

付 則 この会則は、平成17年10月8日から施行する。

- 2 この会則は、平成20年3月9日から改正施行する。